

第2章

個人情報保護法① 総説

テーマ	重要度
第1 個人情報保護法の目的・理念	B
第2 個人情報	A
第3 個人識別符号	A
第4 要配慮個人情報	A
第5 本人	B
第6 仮名加工情報	A
第7 匿名加工情報	A
第8 個人関連情報	B
第9 行政機関・独立行政法人等	B
第10 その他	C

第1 個人情報保護法の目的・理念

1 目的（1条）

個人情報保護法は、その目的について、次のように規定している。

第1条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 基本理念（3条）

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない（3条）。

B

CHECK

個人情報保護法の目的

1条が目的に掲げる「個人の権利利益」には、広く人格権、財産権が含まれ、いわゆるプライバシーも当然にこれに含まれます。

しかし、「プライバシー」という概念が必ずしも明確ではないため、この言葉を条文に用いていません。

CHECK

「デジタル社会」とは

旧法では「高度情報通信社会」という文言が用いられていましたが、改正後は「デジタル社会」という文言が用いられています。

「デジタル社会」の定義については、デジタル社会形成基本法2条に定められており、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法……に規定する人工知能関連技術、同条第3項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（情報通信技術）を用いて電磁的記録……として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること（情報通信技術を用いた情報の活用）により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」とされています。

第2 個人情報（2条1項）

A

1 総説

「個人情報」とは、生存者の個人識別情報をいい、具体的には、①生存する（生存性）、②個人に関する情報であつて、③特定の個人を識別することができるもの（個人識別性）、という3つの要件をすべて満たすもののことをいう。

2 要件① 生存者に関する情報であること

「個人情報」に該当するには、まず生存者に関する情報でなければならない。したがって、個人であっても、死者に関する情報は個人情報に該当しない。

また、胎児に関する情報も、出生前の時点で生存性の要件を満たさないで個人情報に該当しないが、その後の出生時点以降は胎児時代の情報を含めて個人情報となりうる。

CHECK

「死者に関する情報」について

一見すると死者の情報であるかのようにみえても、生存する遺族等を本人とする個人情報になりえます（最判平31.3.18参照）。

3 要件② 個人に関する情報であること

「個人情報」に該当するには、次に個人に関する情報でなければならない。したがって、個人（自然人）に関するものに限られることになる。

法人その他の団体それ自体に関する情報（団体情報）も、個人情報に該当しない。例えば、会社の本店・支店の所在地情報や他社との取引内容等が、その具体例である。

しかし、ある情報の内容が団体に関する情報に該当する場合でも、団体の役員情報のように、その情報が同時に本項の要件を満たすときには、当該部分の情報は個人情報に該当しうる。例えば、団体に属する従業員の情報（雇用管理情報）が、その具体例である。

なお、本項は「個人」が国内居住者であるか、日本国籍の者であるかを要件としていない。したがって、国外居住者の情報、外国人の情報も含まれる。これらの個人情報は、日本国内で取り扱われる限りで、個人情報保護法の対象となる。ただし、域外適用規定（171条）に該当するときは、国外であっても適用される。

4 要件③ 特定の個人を識別することができること

(1) 「特定の個人を識別することができる」とは（個人識別性）

「個人情報」に該当するには、さらに特定の個人を識別することができる必要がある。

「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいう（個人識別性）。したがって、たとえ生存する個人に関する情報であっても、「昨年

CHECK

識別性の基準時

取得時に識別性を有しない情報であっても、新たな情報が付加され、または容易な照合が可能となる等により、識別性が具備されるに至った場合には、その時点から個人情報となります。

すなわち、識別の基準時は、当該情報の取扱時です。